

資料 1

# クラウド型被災者支援システムについて

内閣府 政策統括官（防災担当）

1. 被災者支援業務の概要 …P2
2. クラウド型被災者支援システムの政策的位置づけ …P4
3. クラウド型被災者支援システムの概要 …P8
4. デモンストレーション …P13
5. 導入に当たって活用可能な地方財政措置 …P14
6. 導入スケジュールについて …P21
7. 本説明会に関する質問等について …P23

# 1. 被災者支援業務の概要

# 被災者支援業務の概要

- 災害時、被災市町村では、短期間に膨大な災害対応業務が発生。**
- 被災者支援に係る業務の迅速化・効率化については、**行政手続の電子化やシステム整備が有効な手段。**
- 自治体のシステム整備促進を目的として、**内閣府において「クラウド型被災者支援システム」を構築し、令和4年度から、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）により運用開始。**

## 避難所の管理・運営



## 被害認定調査・罹災証明書の発行



## 被災者の状況把握（被災者台帳の作成※）

氏名	生年月日	性別	住所	電話番号	要配慮者	住家被害の状況	人的被害の状況	罹災証明申請	申請日	交付日	生活再建支援金申請
〇〇 太郎	1954/10/〇	男	〇〇1丁目97番地	123-1111	要(高齢)	全壊	無	申請済	11月2日	11月16日	11月18日
△△ 花子	1945/3/△	女	△△1丁目100番地	123-4567	要(高齢)	無	有(骨折)	—	—	—	—
□□ 一郎	1976/7/□	男	□□3丁目10番地	345-1234	無	大規模半壊	無	申請済	11月10日		
×× 次郎	1965/11/×	男	××5丁目10番地	× 678-9898	要(身体障害)	一部損壊	無				

※被災者の氏名・生年月日・性別・住所や、住家の被害状況、罹災証明書の申請状況等を記載したもの

(登録番号)

### 罹 災 証 明 書

世帯主住所	
世帯主氏名	
(追加記載事項欄①)	
罹災原因	年 月 日 の による
被災住家 <sup>※</sup> の所在地	
住家 <sup>※</sup> の被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 半壊に当たらない <small>(一部損壊)</small>
(追加記載事項欄②)	
<small>※住家とは、避難に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していること等)のために使用している建築物のこと。(被災者生活再建支援法や災害救助法による住宅の応急修繕等の対象となる住家)</small>	
(追加記載事項欄③)	

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日 〇〇市町村長

## 2. クラウド型被災者支援システムの政策的位置づけ

防災施策、デジタル施策の両面から業務を支援するシステムの活用や行政手続きのオンライン化の促進を図ることを位置付け

## 防災施策としての位置づけ

＜防災基本計画＞（令和4年6月中央防災会議決定）

○市町村は、効率的な罹災証明書の交付、個々の被災者の被害の状況等の情報を集約した被災者台帳の作成業務について、システムの活用等含めた効率的な実施について検討すること（要約）

## デジタル施策としての位置づけ

＜デジタル田園都市国家構想総合戦略＞（令和4年12月23日）

第4章 各分野の施策の推進

3. 地域ビジョンの実現に資する施策間連携・地域間連携の推進

(1) モデル地域ビジョンや重要施策分野における施策間連携・地域間連携

(n) デジタル技術を活用した地域防災力の向上

- ・マイナンバーカードを活用した罹災証明書の電子申請やコンビニエンスストア等における交付、個別避難計画作成等のデジタル化により、地方公共団体における被災者支援業務の円滑化を推進する。

## 平成25年の災害対策基本法改正で、各事務を法制化

### 災害対策基本法等の一部を改正する法律の概要

平成25年6月21日公布

#### 背景

- 東日本大震災を踏まえた法制上の課題のうち、緊急を要するものについては、昨年6月に行った災害対策基本法の「第1弾」改正にて措置したところ。その際、改正法の附則及び附帯決議により引き続き検討すべきとされた諸課題について、中央防災会議「防災対策推進検討会議」の最終報告（同年7月）も踏まえ、さらなる改正を実施するもの。

#### 法律の概要

#### 1 大規模広域な災害に対する即応力の強化等

- 災害緊急事態の布告があったときは、災害応急対策、国民生活や経済活動の維持・安定を図るための措置等の政府の方針を閣議決定し、これに基づき、内閣総理大臣の指揮監督の下、政府が一体となって対処するものとする。
- 災害により地方公共団体の機能が著しく低下した場合、国が災害応急対策を応援し、応急措置（救助、救援活動の妨げとなる障害物の除去等特に急を要する措置）を代行する仕組みを創設すること。
- 大規模広域災害時に、臨時に避難所として使用する施設の構造など平常時の規制の適用除外措置を講ずること。等

#### 2 住民等の円滑かつ安全な避難の確保

- 市町村長は、学校等の一定期間滞在するための避難所と区別して、安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を、緊急時の避難場所としてあらかじめ指定すること。
- 市町村長は、高齢者、障害者等の災害時の避難に特に配慮を要する者について名簿を作成し、本人からの同意を得て消防、民生委員等の関係者にあらかじめ情報提供するものとするほか、名簿の作成に際し必要な個人情報を利用できることとする。

#### 3 被災者保護対策の改善

- 市町村長は、緊急時の避難場所と区別して、被災者が一定期間滞在する避難所について、その生活環境等を確保するための一定の基準を満たす施設を、あらかじめ指定すること。
- 災害による被害の程度等に応じた適切な支援の実施を図るため、市町村長が罹災証明書を遅滞なく交付しなければならないこととする。
- 市町村長は、被災者に対する支援状況等の情報を一元的に集約した被災者台帳を作成することができるものとするほか、台帳の作成に際し必要な個人情報を利用できることとする。
- 災害救助法について、救助の応援に要した費用を国が一時的に立て替える仕組みを創設するとともに、同法の所管を厚生労働省から内閣府に移管すること。等

#### 4 平素からの防災への取組の強化

- 「減災」の考え方等、災害対策の基本理念を明確化すること。
- 災害応急対策等に関する事業者について、災害時に必要な事業活動の継続に努めることを責務とするとともに、国及び地方公共団体と民間事業者との協定締結を促進すること。
- 住民の責務に生活必需物資の備蓄等を明記するとともに、市町村の居住者等から地区防災計画を提案できることとする。
- 国、地方公共団体とボランティアとの連携を促進すること。等

#### 5 その他

令和3年の災害対策基本法改正で、個別避難計画の作成事務を法制化

## 災害対策基本法等の一部を改正する法律の概要

内閣府(防災担当)

### 趣旨

頻発する自然災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制の強化を図るため、以下の措置を講ずることとする。

### 改正内容

#### 1. 災害対策基本法の一部改正

##### ① 災害時における円滑かつ迅速な避難の確保

###### 1) 避難勧告・避難指示の一本化等

###### <課題>

本来避難すべき避難勧告のタイミングで避難せず、逃げ遅れにより被災する者が多数発生。避難勧告と指示の違いも十分に理解されていない。

住民アンケート  
・避難勧告で避難すると回答した者：26.4%  
・避難指示で避難すると回答した者：40.0%

###### <対応>

**避難勧告・指示を一本化**し、従来の勧告の段階から**避難指示**を行うこととし、避難情報のあり方を包括的に見直し。



避難情報の報道イメージ（内閣府で撮影）

###### 2) 個別避難計画（※）の作成

###### <課題>

※ 避難行動要支援者（高齢者、障害者等）ごとに、避難支援を行う者や避難先等の情報を記載した計画。

避難行動要支援者名簿（平成25年に作成義務化）は、約99%の市町村において作成されるなど、普及が進んだものの、いまだ災害により、多くの高齢者が被害を受けており、避難の実効性の確保に課題。

〔近年の災害における犠牲者のうち高齢者（65歳以上）が占める割合〕  
令和元年東日本台風：約65% 令和2年7月豪雨：約79%

###### <対応>

避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、**個別避難計画について、市町村に作成を努力義務化**。

〔任意の取組として計画の作成が完了している市町村 約10%〕  
〔任意の取組として一部の計画の作成が完了している市町村 約57%〕

※併せて、マイナンバー法を改正し、名簿・計画の作成等に当たりマイナンバーに紐づく情報を活用



避難行動要支援者が災害時に避難する際のイメージ

避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針  
（平成3年5月改定）  
内閣府(防災担当)

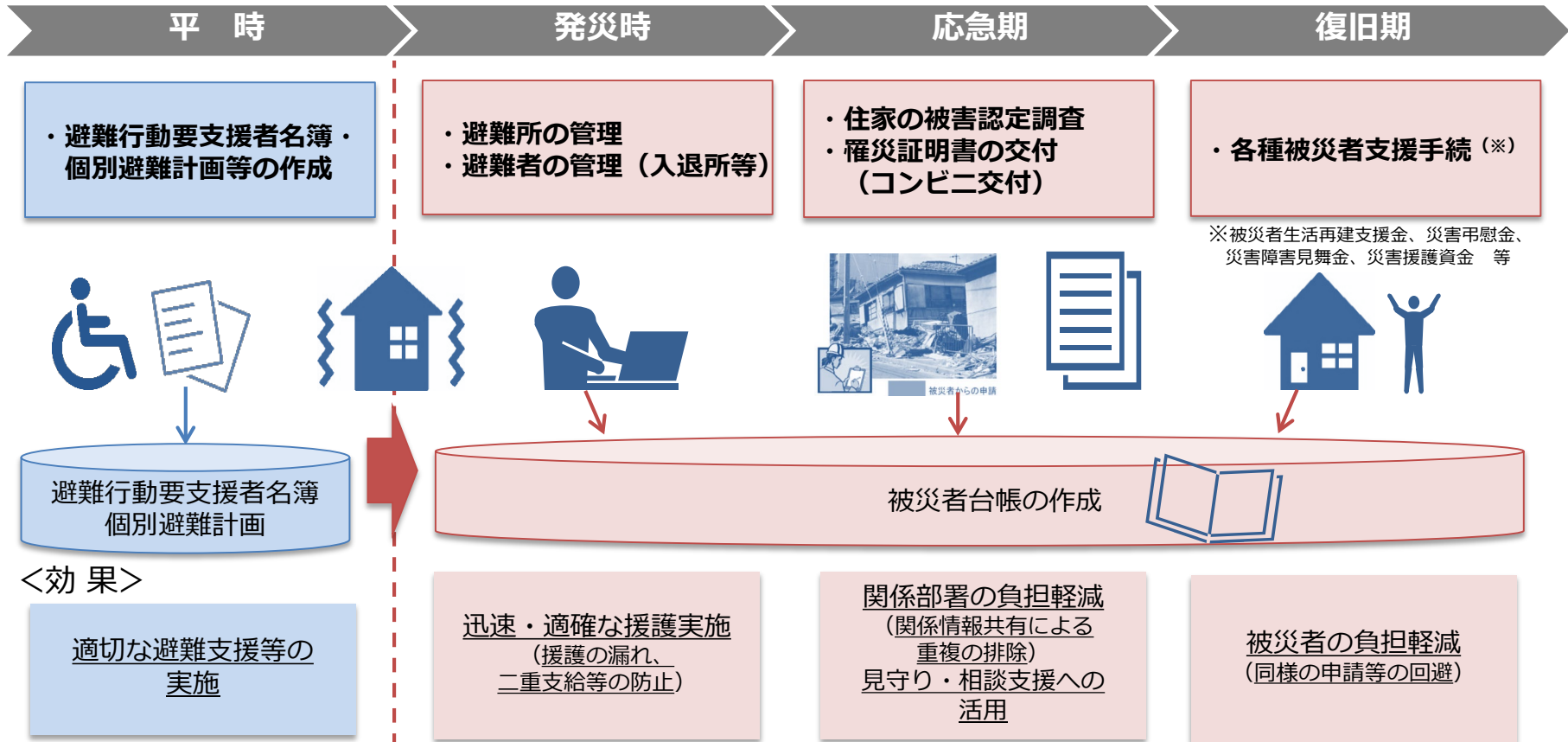
「優先度が高いと市町村が判断した者について、地域の実情を踏まえながら、改正法施行後からおおむね5年程度で取り組んでいただきたい。」



### 3. クラウド型被災者支援システムの概要

# クラウド型被災者支援システムの概要

平時から発災時・復旧期まで被災者支援業務を網羅的にカバーしたシステムになります。



# クラウド型被災者支援システム（平時の活用）

- 近年の豪雨災害では65歳以上の死者数の割合が高く、高齢者等の避難支援の仕組みが必要。
- クラウド型被災者支援システムの活用により、平時においては、自ら避難することが困難な高齢者等の個別避難計画の効率的・効果的な作成を支援し、災害時における高齢者等の円滑な避難を実現。

## 【 平 時 】

### クラウド型被災者支援システム

#### ○個別避難計画※作成・管理機能

- ・浸水区域に居住、日常生活上介護を要する、独居など、複数の条件を組合せ、自ら避難することが困難な高齢者等を抽出し、個別避難計画を作成

## 《 効 果 》

- ・個別避難計画の効率的・効果的な作成・更新
- ・災害時における円滑な避難の実現

#### ※個別避難計画とは

- ・自ら避難することが困難な高齢者や障害者等の避難支援を実施するため、一人ひとりの避難先や支援者等を定めた計画
- ・令和3年5月の災害対策基本法の改正により市町村の努力義務とされ、概ね5年間で優先度の高い者について計画を作成



避難支援の検討を行う地域の会議



本人も参加した避難訓練

# クラウド型被災者支援システム（災害発生時の活用）

- クラウド型被災者支援システムの活用により、**災害発生時には**、避難所業務の効率化や、迅速な被災者台帳の作成など、**地方自治体における被災者支援業務を効率化**するとともに、**マイナンバーカードを活用し、罹災証明書のコンビニ交付など被災者の利便性を向上**。

## 【 災害発生時 】

### クラウド型被災者支援システム

#### ○避難所関連機能

- ・避難所の開設状況や、停電・断水等の状況を一元把握
- ・避難者名簿の迅速な作成、外出状況も含めた人数の管理、持病や介護の状況など避難者の配慮事項の把握が可能

#### ○被災者台帳機能

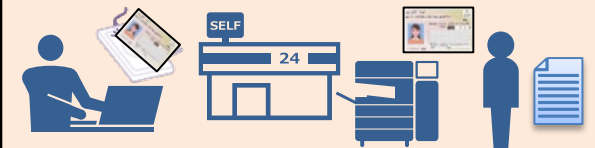
- ・住民基本台帳データを活用し、被災者支援に必要な情報を集約した被災者台帳を迅速に作成
- ・住家の被害認定調査や罹災証明書の交付状況等を一元管理

#### ○オンライン申請・コンビニ交付等機能

- ・マイナンバーカードを活用し、自宅や遠隔地から被災者支援手続きのオンライン申請や、コンビニでの罹災証明書の交付が可能

## 《 効果 》

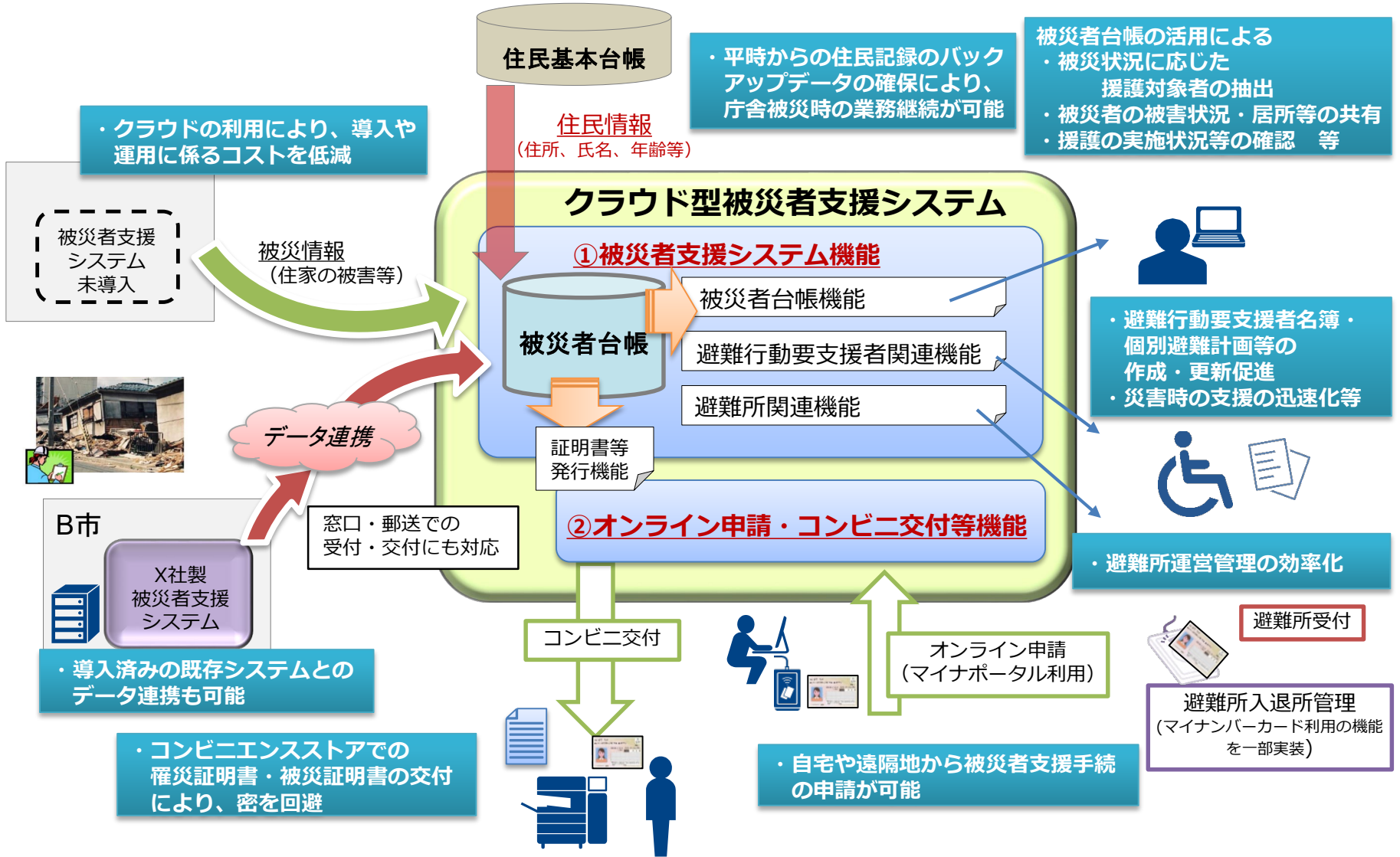
- ・避難所の管理・運營業務の効率化
- ・一人ひとりの状況に応じたきめ細かな被災者支援の実施
- ・被災者の利便性向上・負担軽減



<オンライン申請> <証明書のコンビニ交付>

**デジタル技術の活用により、地方自治体における災害対応や被災者支援を円滑化**

# クラウド型被災者支援システムのイメージ図



## 4. デモンストレーション

※別途画面にて説明

## 5. 導入に当たって活用可能な地方財政措置

令和5年度、クラウド型被災者支援システムに活用できる地方財政措置として以下の3つがございます。

本システムの初期費用及び運用費用のコスト削減に貢献しますのでご活用ください。

**初期**

サーバー等の調達費などの初期費用

**運用**

システム利用料などの運用費用

	クラウド型被災者支援システムでの措置対象	措置期間	交付税措置率
① 緊急防災・減災事業債	サーバー等の調達費などの初期費用 <b>初期</b>	令和7年度まで	措置率：70% (充当率：100%)
② 郵便局などにおける証明書自動交付サービスの特別交付税措置	サーバー等の調達費などの初期費用 ※ <b>初期</b>	令和7年度まで	措置率：70% (財政力補正あり) (事業費上限額：なし)
③ 地域デジタル社会推進費(普通交付税)	システム利用料などの運用費用 <b>運用</b>	令和5年～7年 (事業期間)	—

※初期費用のうちコンビニ交付に必要な住基データと被災者支援システムを連携するための改修費用等のみ措置対象



# 導入パターンA・Bに活用できる地方財政措置について

以下の表は、各導入パターンの初期費用と運用費用に活用できる地方財政措置とその措置率になります。

**措置率**

緊急防災・減災事業債

**措置率**

郵便局などにおける証明書自動交付サービスの特別交付税措置 ※

地域デジタル社会推進費  
(普通交付税)

導入パターン	【パターンA】 住基システムを被災者支援システム等と自動連携する場合	【パターンB】住基システムを被災者支援システム等と自動連携しない場合
費用内訳	A① 自治体基盤クラウドシステム A③ (BCL) による住民票の写し等の コンビニ交付を併せて実施する場合	A② 住民票の写し等は 既存のコンビニ交付を 利用する場合 B 住民票の写し等は 既存のコンビニ交付を 利用する場合 住民票の写し等の コンビニ交付を 利用しない場合
1. システム整備に必要な費用 (初期費用)	約600万円～1,600万円 70% 措置	約数万円～数百万円 70% 措置
	どちらかを活用可能	
(1)被災者支援システム利用料	団体基礎額18万5,000円+団体人口比例額 (人口×10円)	
(2)システム関連運用保守費用	連携APサーバ等の保守管理費用 (BCL導入済みの場合は負担済み)	データフォーマット変換ツール等の 保守運用費用
2. 整備後に必要な費用 (運用費用)	約35万円/年～988万円/年 (BCL導入済みの場合は負担済み)	約69万円/年～988万円/年 (コンビニ交付導入済みのため既に負担済み)
(3)コンビニ交付運営負担金	約69万円/年～988万円/年 (BCL or 既存のコンビニ交付で負担済み)	約69万円/年～988万円/年
(4)コンビニ交付委託手数料	罹災証明書の交付枚数 (117円/通) 住民票の写し、印鑑証明書、税証明書の交付枚数 (117円/通) (BCL or 既存のコンビニ交付で負担済み)	対象外 罹災証明書の交付枚数 (117円/通) 対象外
(5)BCL証明発行機能利用料	住民票の写し、印鑑証明書、 税証明書のコンビニ交付枚数 (180円/通) (BCL環境上の従量課金) (BCL導入済みの場合は負担済み)	費用負担発生なし

※初期費用のうちコンビニ交付に必要な住基データと被災者支援システムを連携するための改修費用等のみ措置対象

## 郵便局・コンビニなどにおける証明書の自動交付サービスの導入に係る特別交付税措置

### 趣旨

マイナンバーカードの更なる利便性向上を図るため、郵便局やコンビニなどにおけるマイナンバーカードを活用した住民票の写し等の各種証明書の自動交付サービスの導入に要する経費について、特別交付税措置を講じるもの。

### 措置内容

- ・ 措置率：0.7（財政力補正あり）
- ・ 令和7年度まで  
（自治体DX推進計画の計画期間と同様）

### 算定対象となる経費

- 郵便局・コンビニなどにおける証明書の自動交付サービスの導入経費
- （例）
- ・ 市町村システムの改修（証明発行サーバの整備）費用等
  - ・ 郵便局等への端末設置費用

### 取得できる証明書

- ・ 住民票の写し
- ・ 印鑑登録証明書
- ・ 住民票記載事項証明書\*
- ・ 各種税証明書\*
- ・ 戸籍証明書\*
- ・ 戸籍の附票の写し\*
- ・ 罹災証明書\*

※対応しない市町村もあり。



証明書自動交付サービス対象人口

	導入団体	対象人口
令和5年1月1日時点	994	11,307万人
令和4年度末見込み	1,128	11,623万人

## 地域のデジタル化の推進

- 「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、地域が抱える課題のデジタル実装を通じた解決の取組等を一層推進するため、「地域デジタル社会推進費」の事業期間を延長(令和5年度～令和7年度)
- 地域のデジタル化の基盤となるツールであるマイナンバーカードを利活用した住民サービス向上のための取組に係る事業費をマイナンバーカード利活用特別分として500億円増額(令和5年度・令和6年度)

【事業期間】 令和5年度～令和7年度

【事業費】 令和5年度 2,500億円    うちマイナンバーカード利活用特別分 500億円  
 (令和4年度 2,000億円)

### 地域が抱える課題のデジタル実装を通じた解決の取組(想定される例)

高齢者などの住民を対象とした  
デジタル活用支援

デジタル技術を活用した観光振興や  
働く場の創出など魅力ある地域づくり

地域におけるデジタル人材の  
育成・確保

デジタル技術を活用した  
安心・安全の確保

条件不利地域等におけるデジタル  
技術を活用したサービスの高度化

中小企業のデジタルトランス  
フォーメーション支援

### うち、マイナンバーカードを利活用した取組(想定される例)

各種証明書のコンビニ交付サービス

行政手続のオンライン申請

申請書作成支援(書かない窓口)

電子母子手帳サービス等のアプリ

図書館カードとしての利用

地域公共交通における利用

### 地方交付税措置

【算定項目】「地域デジタル社会推進費」(普通交付税の臨時費目)

【算定額】 令和5年度 2,500億円程度    うち道府県分 800億円程度、市町村分1,700億円程度  
 (令和4年度 2,000億円程度    うち道府県分 800億円程度、市町村分1,200億円程度)

## マイナンバーカードを利活用した地域のデジタル化の推進

### 1. マイナンバーカードを利活用した取組についての普通交付税における算定

○ 「地域デジタル社会推進費」の増額分(マイナンバーカード利活用特別分500億円)について、マイナンバーカードの交付率も活用して、マイナンバーカードを利活用した住民サービス向上のための地域のデジタル化の取組に係る財政需要を的確に普通交付税の算定に反映

#### 【算定項目】

基準財政需要額の算定項目「地域デジタル社会推進費」において、マイナンバーカードを利活用した住民サービス向上のための地域のデジタル化の取組に要する経費を算定

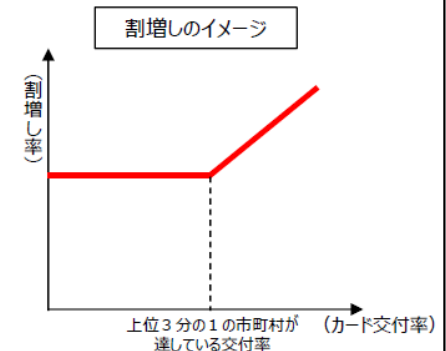
#### 【算定額】

令和5年度 500億円程度（市町村分）

#### 【算定方法】

測定単位を人口とした上で、地域のデジタル化の基盤となるツールであるマイナンバーカードの交付率が高く、マイナンバーカードを利活用した取組に係る財政需要が多く生じると想定される市町村の経費をマイナンバーカードの交付率に応じて割増し

- ※1 マイナンバーカードの交付率が「上位3分の1の市町村が達している交付率」以上の市町村は、当該市町村のマイナンバーカードの交付率に応じた割増し率で算定
- ※2 マイナンバーカードの交付率は、普通交付税の算定スケジュールにおいて使用可能な最新の数値を用いる



### 2. 郵便局を活用した取組

○ マイナンバーカードを利活用した住民サービス向上のための取組として、地方団体が郵便局などにおける証明書の自動交付サービスを導入する経費について、特別交付税措置(措置率0.7)を講じる ※ 財政力補正あり

## 採択状況について

デジタル田園都市国家構想交付金（令和4年度第2次補正予算）において、以下の自治体が事業に採択されました。

採択されたのは、デジタル実装タイプのType1とマイナンバーカード利用横展開事例創出型になります。

※デジタル実装タイプ…デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けて、以下の取組を行う地方公共団体に対し、その事業の立ち上げに必要な経費を支援。

### 〈Type1〉他の地域で既に確立されている優良モデル等を活用した実装の取組（優良モデル導入支援型）

北海道	池田町	行政サービスのデジタル化と併せたマイナンバーカード利活用促進事業
岩手県	西和賀町	マイナンバーカード利活用促進支援
福島県	会津美里町	自治体基盤クラウドシステムを活用した窓口改革
埼玉県	加須市	被災者支援システム導入
埼玉県	新座市	クラウド型被災者支援システムの導入
三重県	東員町	クラウド型被災者支援システムを活用した地域の安全性向上
高知県	四万十市	クラウド型被災者支援システム導入事業

他

### 〈マイナンバーカード利用横展開事例創出型〉

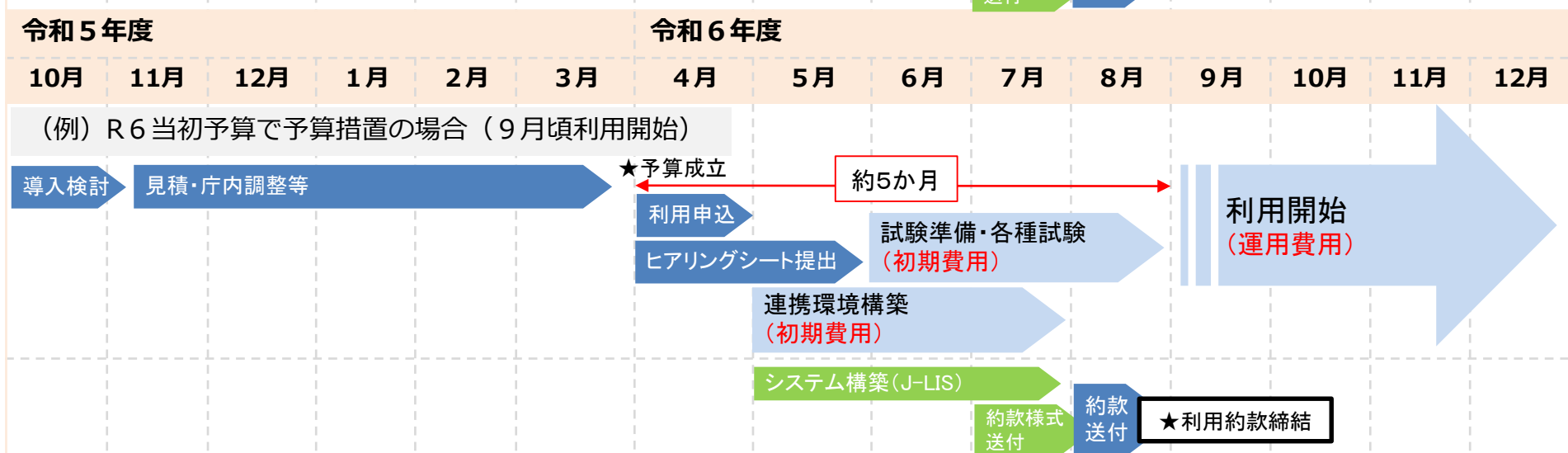
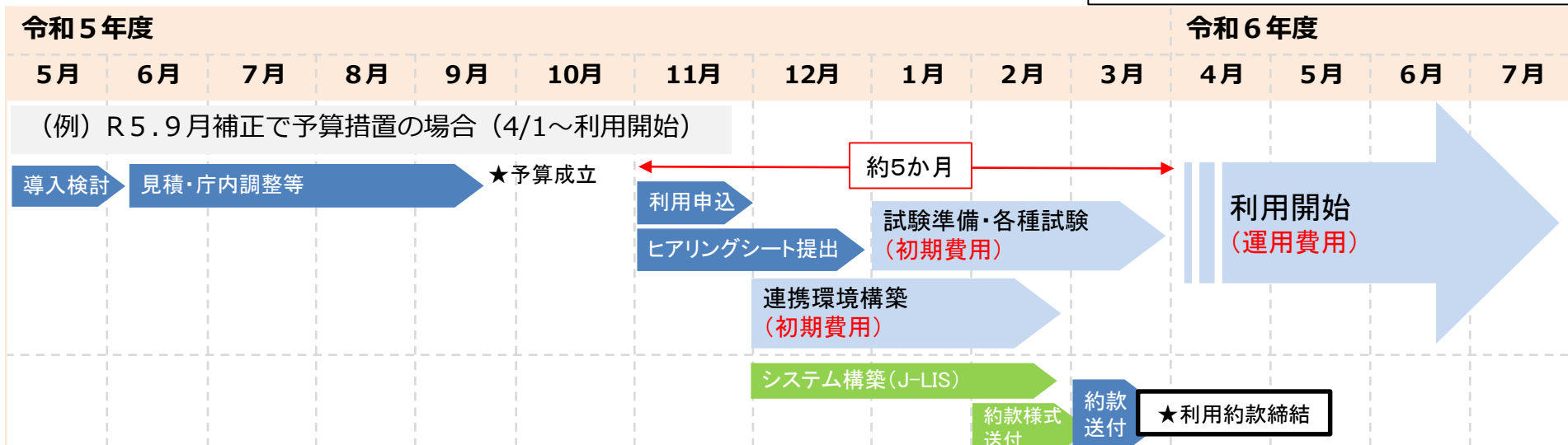
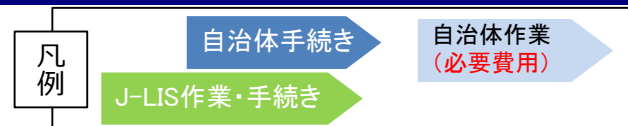
現にマイナンバーカード交付率が高い団体における、全国への横展開モデルとなるカード利用の先行事例構築に寄与する取組

北海道	三笠市	いつでも、どこでも、誰でも参加できる市民カードを活用したまちづくり事業
北海道	更別村	ベーシックインフラサービス・マイナンバーカード活用事業

## 6. 導入スケジュールについて

# 導入にむけた自治体のスケジュール(イメージ)

令和5年度9月補正で予算措置をした場合と令和6年度当初予算で予算措置した場合のスケジュールイメージになります。



## 7. 本説明会に関する質問等について



## これまで頂いた質問と回答について

### 第1回説明会の質問回答一覧

<https://www.bousai.go.jp/oyakudachi/pdf/cloud/qa.pdf>

### 第2回説明会の質問回答一覧

<https://www.bousai.go.jp/oyakudachi/pdf/cloud/02/qa20220726.pdf>

### <掲載されている質問内容>

費用、導入手続き、各業務機能等について

No.	分類	ご質問	回答
1	費用全般	自治体運営クラウドの導入に関する費用については、クラウド型防災支援システムの費用は含まれてはおりません。	自治体運営クラウド（仮称）を導入してクラウド型防災支援システムを利用する場合は、パターンAに該当します。その際、自治体運営クラウドによるコンテ交際の費用とクラウド型防災支援システムの導入と、既に導入済みのシステムとの関係は考慮されません。
2	費用全般	汎用項目について市町村で設定が可能なご説明がございましたが、費用はかかりませんか。	汎用項目の設定を行うことにより、追加の費用は発生しません。
3	費用全般	導入履歴のシステム利用状況に照して費用対効果を確認できるデータはありますか。	費用対効果を確認できるデータは現時点ではございません。
4	費用全般	ランニングコストを削減するため、機能を削減して利用することはできますか。	現時点では、一部の機能を削減する場合は別途確認が必要ですが、今後、いたがらご要望も承知してまいります。
5	費用全般	被災者がコンシェルジュで被災履歴を振り返る機能、被災者に費用負担はありますか。	コンシェルジュの機能として、被災履歴の振り返り機能は必要ありません。
6	費用全般	システム開発費について、パターンAとパターンBでは利用料に違いがありますか。	パターンA、パターンBともに原則として開発費は発生しません。クラウド型防災支援システムの利用料は異なります。ただし、その他の費用も発生する場合があります。例えばランニングコスト等については、既に導入済みのシステムとの関係は考慮されません。
7	費用全般	令和4年度以降に導入する場合の経費負担について教えてください。	緊急防災・減災事業は令和7年度となります。また、マイナンバーカードの普及の進捗に依る特別交付金（特別交付金）の活用状況は、令和7年度以降は未定です。
8	費用全般	コンシェルジュを併用導入した方がですが、特別交付金の上限はありますか。	クラウド型防災支援システムは、緊急防災・減災事業の特別交付金の対象となります。令和7年度以降は、緊急防災・減災事業の特別交付金の活用状況は、令和7年度以降は未定です。
9	費用全般	併用導入する場合の緊急防災・減災事業について確認したい事があるのですが、問い合わせ先はありますか。	緊急防災・減災事業については、各自治体の関係部署にご確認ください。必要に応じて、自治体運営クラウドの導入に関するお問い合わせ先へお問い合わせください。
10	費用全般	システム導入の際に、おとりによる必要人材配置の必要があると思いますが、運用の観点から必要な人材配置について特別交付金の対象となるのでしょうか。	緊急防災・減災事業については、各自治体の関係部署にご確認ください。必要に応じて、自治体運営クラウドの導入に関するお問い合わせ先へお問い合わせください。
11	費用全般	令和4年度は令和3年度からの期間限定になるという説明がございましたが、令和4年度に併用導入したシステムは、令和4年度以降も利用可能でしょうか。	利用が令和3年度であった場合も、令和4年度においてシステム運用に必要な事業を行う場合は、緊急防災・減災事業の対象となります。また、令和4年度に併用導入した場合は、緊急防災・減災事業の対象となります。
12	運用全般	導入を検討するにあたって、基本的には既設のシステムと接続できる環境であることが必要となると思いますが、物量確保は可能でしょうか。	クラウド型防災支援システムは、緊急防災・減災事業の一環として、既に導入済みのシステムとの関係は考慮されません。また、緊急防災・減災事業の特別交付金の活用状況は、令和7年度以降は未定です。
13	運用全般	既設のシステムと接続して防災システム等のシステム構築を行っています。防災システムの構築にクラウド型防災支援システムは、費用は発生しますか。	クラウド型防災支援システムは、緊急防災・減災事業の一環として、既に導入済みのシステムとの関係は考慮されません。
14	運用全般	既に導入されている自治体はありますか。	クラウド型防災支援システムは、緊急防災・減災事業の一環として、既に導入済みのシステムとの関係は考慮されません。
15	運用全般	導入パターンはおおむね2パターンでしょうか。既に防災関係のコンシェルジュ交際の運用は、既に導入済みのシステムも導入されています。	導入パターンはパターンA及びパターンBの2パターンとなります。パターンAはパターンBの導入も、既に導入済みのシステムとクラウド型防災支援システムを併用して導入することが可能です。また、既に導入済みのシステムも導入されています。
16	運用全般	既に導入済みのシステムとの関係は考慮されません。	既に導入済みのシステムとの関係は考慮されません。

## 本説明会に関する質問先

ご質問は、下記の質問フォームに記載いただきますようお願いいたします。

[https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSfigWMoUWuwJkgQ1DR3SM6feIZd8mh93fQQ7pkrhR5a5rVI8w/viewform?usp=sf\\_link](https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSfigWMoUWuwJkgQ1DR3SM6feIZd8mh93fQQ7pkrhR5a5rVI8w/viewform?usp=sf_link)

過去の説明会の資料や動画については、説明会HPに掲載しておりますので、併せてご確認ください。  
本説明会資料等についても後日公開する予定です。

<説明会HPへの直リンク>

[https://www.bousai.go.jp/oyakudachi/cloud\\_shien.html](https://www.bousai.go.jp/oyakudachi/cloud_shien.html)

(内閣府防災トップページ→「お役立ち情報」(地方自治体向け)→「クラウド型被災者支援システムに関する説明会」)



The screenshot shows the Cabinet Office website with a navigation menu and a search bar. The search results for 'クラウド型被災者支援システム' are displayed, including a main article and a list of related materials.

クラウド型被災者支援システムに関する説明会 🔍



### 資料

- 会議資料：(資料1) クラウド型被災者支援システムについて (PDF形式：7.0MB)
- 会議資料：(資料2) 地方財政措置の概要 (PDF形式：1.2MB)
- 会議資料：(資料3) クラウド型被災者支援システムの料金について (PDF形式：3.1MB)
- その他：クラウド型被災者支援システムに関する説明会における主な質問と、内閣府及び地方公共団体情報システム機構 (J-LIS) の回答 (質疑応答集) (PDF形式：568.5KB)(※)

(※) 説明会でいただいた質問の概要及び回答等となります。

# 問い合わせ先

■ご質問等がございましたら、下記担当までご連絡ください。

## ●システム全般に関すること

内閣府政策統括官（防災担当）付クラウド型被災者支援システム担当

電話：03-3503-2231（防災デジタル・物資支援担当）

Mail：[csus-div.a3w@cao.go.jp](mailto:csus-div.a3w@cao.go.jp)

## ●各種機能について

個別避難計画・要支援者名簿、被災者台帳、避難所入退所、

個人情報及び特定個人情報管理に関すること

電話：03-3593-2849（避難生活担当）

罹災証明書・被災証明書、被災者支援手続きに関すること

電話：03-3503-9394（被災者生活再建担当）